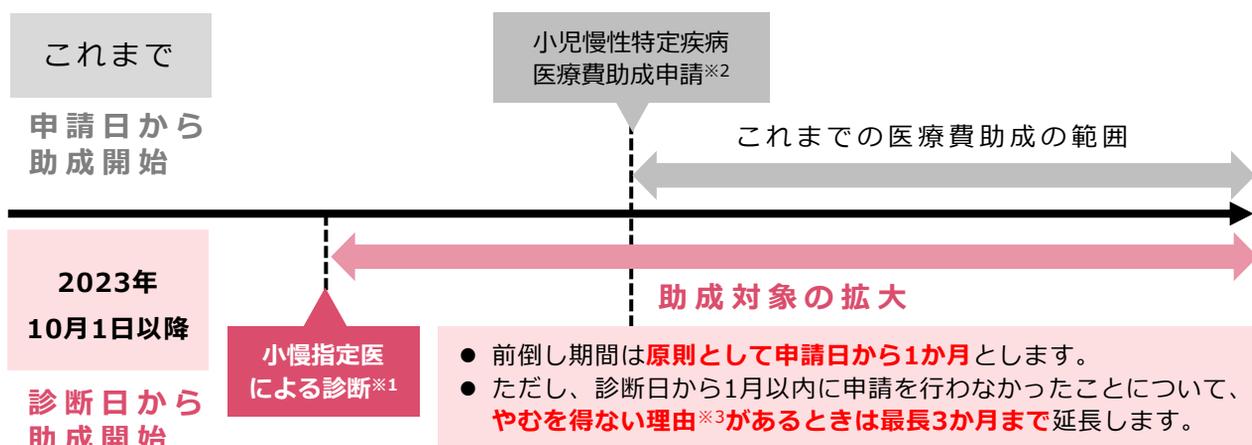


# 小児慢性特定疾病と診断された方、保護者の皆さまへ

## 2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の 開始日を遡ることができます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が、これまでの「申請日」から、「**疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日**※<sup>1</sup>等」へ遡ることが可能になります

### 医療費助成の見直しのイメージ



※<sup>1</sup> 疾病の状態の程度を満たした日を確認するため、**医療意見書に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、医療意見書に記載された内容を診断した日を記載します。**

※<sup>2</sup> **2023（令和5）年10月1日以降の申請から適用します。ただし、2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とすることはできません。**

※<sup>3</sup> 診断書（医療意見書）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など **（具体的な事例は、最終ページをご覧ください）**

小児慢性特定疾病に関する情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾病の概要や診断の手引き、疾病の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

<https://www.shouman.jp/>

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第二担当）にお問い合わせください。





**A**  : 小児慢性特定疾病医療費の支給申請日

**B**  : 医療意見書の診断年月日

**A** から、**B** までの期間が、1か月以内である

はい

いいえ

**B** の日付を記載してください。  
右側のチェックボックスの  
記載は「不要」です！

診断された日から、申請が遅れたことに  
やむを得ない理由がある

はい

いいえ

**A** から、**B** までの期間が3か月以内である

はい

いいえ

**B** の日付を記載してください。  
右側のチェックボックスの  
記載が「必要」です！

**A** から3か月前の日付を  
記載してください。  
右側のチェックボックスの  
記載が「必要」です！

**A** から1か月前の日付を  
記載してください。  
右側のチェックボックス  
の記載は「不要」です！

◆1か月前（3か月前）の考え方◆  
1か月前または3か月前の同日を記  
載してください。ただし、同日が  
存在しない場合は、月末の日を記  
載してください。

(例1)

**A** が11月15日の場合の1か月前  
⇒ 10月15日を記載

(例2)

**A** が5月31日の場合の1か月前  
⇒ 4月30日を記載

※ ただし、法律の施行日である2023(令和5)年10月1日より前  
には遡れませんのでご注意ください。

※ 上記のフロー図は最大限遡れる日を示しております。  
その日までの間で任意の日を記載いただくことも可能です。

やむを得ない理由の例については、次のページをご参照ください

# 申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

- ※ 診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の支給開始時期の遡りの対象となります。
- ※ 以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。
- ※ その際、証明書類等の提出は必要としません。

## □ 医療意見書の受領に時間を要したため

- 「診断がついた」あと「医療意見書の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース
  - ※ 診断後1か月以内に意見書を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む。
- × 「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していない。

## □ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

- 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース
- 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース
  - ※ 体調面の原因は、申請する疾病に限らない。（認知機能・高齢による身体機能の低下も含む。）
  - ※ 代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない。

## □ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

- 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース
- 感染症により行動制限が必要であるケース
  - ※ 地域における災害等の状況を鑑み、やむを得ない理由として差し支えない。

## □ その他

- 医療機関から診断を受け医療意見書を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。
- 離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、医療意見書を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため 等
- × 仕事、育児、失念、身内の不幸、転居等は想定していない。

